

ID 1231



令和6年度の 後期高齢者医療の保険料率が決まりました

令和6年度の後期高齢者医療保険料率が決定しました。具体的な保険料額については、7月中旬ごろに送付される保険料額決定通知書で確認してください。

詳しくは、**保険年金課**(☎22429)へ。

<後期高齢者医療保険料率の改定>

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合が医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和6年度の保険料率は、別表2のとおりです。

なお、保険料率の引き上げに伴う負担を抑えるため、一部の被保険者に激変緩和措置がとられます。

<賦課限度額の見直し>

高所得者に応分の負担を求め、中間所得者の負

担軽減を図るため、賦課限度額が別表3のとおり引き上げられました。

<低所得者の均等割額軽減対象を拡大>

低所得者の負担軽減を図るため、均等割額の5割・2割軽減における軽減判定所得基準が引き上げられ、軽減対象が別表4のとおり拡大されました。

(別表2) 令和6年度の保険料率

均等割額	49,100円
所得割率	10.07% (※)

※前年中の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額が58万円以下の方は、令和6年度に限り9.36%

(別表3) 令和6年度の賦課限度額

賦課限度額	80万円(※)
-------	---------

※「令和6年4月1日より前から被保険者の人」および「障害認定による被保険者の人」は、令和6年度に限り73万円

(別表4) 令和6年度の軽減判定所得基準など

軽減割合	世帯主と被保険者全員の軽減判定所得の合計額	軽減後均等割額
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	14,730円
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29万5千円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	24,550円
2割軽減	基礎控除額(43万円)+54万5千円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	39,280円

※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は、同一世帯の世帯主と被保険者のうち、「給与収入が55万円を超える人(事業専従者給与分を除く)」または「公的年金等収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える人」の数です

ID 1500



軽自動車税(種別割)の新規減免申請は 5月31日(金)までに手続を

身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者のために使用する軽自動車などは、一定の要件を満たす場合に、申請により、軽自動車税(種別割)が減免になります。

詳しくは、**税務課**(☎22113)へ。

減免対象 一定の要件を満たす障害のある人本人または生計を共にする人が所有・運転し、障害のある人本人が乗車する車1台

手続きに必要なもの ▷減免申請書 ▷障害者手帳 ▷運転者の運転免許証 ▷自動車検査証または自動車検査証記録事項 ▷納税義務者の個人番号カード

※他の書類が必要になる場合があります。詳細は市ホームページを確認してください

申込手続 5月31日(金)までに税務課または各行政センターで手続きしてください

※前年度からの継続の人は申請不要です

ID 5613



国民健康保険税の一部が変わります

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の一部が変更になります。(7月中旬に発送する令和6年度の納税通知書で確認してください)

詳しくは、**保険年金課**(☎22429)へ。

■課税限度額の引き上げ

中低所得者の負担軽減を図ることを目的に、高所得者に応分の負担を求めるため、課税限度額を2万円引き上げました。

■軽減判定基準の拡大

低所得者の負担軽減を目的に、

一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準について、範囲を拡大しました。詳細は、別表1のとおりです。

※税率の変更はありません

(別表1) 軽減割合と軽減を判定する所得基準

軽減割合	世帯主と被保険者の前年所得の合計
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者などの数-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)

※「10万円×(給与所得者などの数-1)」の部分は、給与所得者などの数が2人以上の場合のみ計算します。給与所得者等の数は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、「給与収入が55万円を超える人」または「公的年金などの支給額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える人」の合計人数です

ID 11179

税金などの過年度分の納付は 5月31日(金)までに

令和5年度以前の市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納め忘れがないか、確認してください。

納め忘れがある場合は、金融機関やコンビニエンスストアなどで、5月31日(金)までに納めてください。

なお、納付書を紛失してしまった場合は、納税課または各行政センターで納めてください。

詳しくは、**納税課**(☎22390)へ。



◀市税などの納付(納税)についてはこちら

自動車税(種別割)の 納付を忘れずに

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。

自動車税事務所から送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「地方税お支払いサイト」からのクレジットカード払いでも納税できます。

納期限 5月31日(金)

問合せ先 **税務課**(☎22113)、渋川行政県税事務所(☎0279-22-4050)、群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)



▲自動車税(種別割)の詳細はこちら

ID 11226

市内中小企業者が行う インターンシップなどを応援します

若者の市内就職・定着を目的に、インターンシップなどを実施する市内事業者に対して補助金を交付します。

詳しくは、■産業政策課(☎22596)へ。

対象者 申請日時点で市内に事業所を有する中小企業者

対象事業 求人活動の一環として、求職中の令和6年度卒業予定の学生または30歳未満の若手求職者を対象に行う2日間以上のインターンシップ(就業体験を必須とするもので、「自身の能力の見

極め」や「評価材料の取得」が目的のもの)
支給額 ▷インターンシップなど1日当たり1人につき1,000円(10日間を限度)

▷障害のある人のインターンシップなどを受け入れた場合は1日当たり1人につき3,000円(10日間を限度)

申請期限 令和7年1月31日(金)



ID 4274

店舗改装費の一部を補助します

市民の買物や生活の環境を改善し、また、店舗経営の安定化と機能の維持・向上を図るため、店舗の改装費用の一部を補助します。

詳しくは、■産業政策課(☎22596)へ。

対象店舗 市内の小売業・飲食業・生活関連サービス業を営む来客型店舗(その他にも要件があります)

対象者 店舗改装後も事業の継続が確実であるほか、交付申請までに渋川商工会議所またはしづかわ商工会が行う経営相談を受けているなどの要件を満たす小規模事業者

助成内容 内装・外装・設備(電気・水道・ガス・空調)

工事費、共生社会の実現を目的とする工事費、その他建物と一体となって機能する機器などの購入費や設置費、事業に直接関係する備品購入費の一部

※消費税および地方消費税相当額を除いた額(備品購入は単価)が30万円以上のものに限り、工事着工前・備品購入前に申請が必要です

補助率 2分の1以内(上限30万円)

※共生社会実現のための改装の場合上限5万円加算

※予算額を超過した場合は抽選になります

申込受付期間 6月3日(月)～6月21日(金)午前8時30分～午後5時15分



ID 9683

事業者の皆さんへ 事業継続の危機への備えをしましょう

中小企業が策定する防災・減災等の事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」などを策定することで、自然災害などの事前の備えや、事後のいち早い復旧ができるようにしましょう。

なお、「事業継続力強化計画」を策定し、経済産業大臣の認定を受けると、金融支援などの支援が受けられます。

詳しくは、■産業政策課(☎22596)へ。

<計画認定により事業者が受けられる支援など>

- ①日本政策金融公庫による低利融資
- ②防災・減災設備への税制優遇
- ③助成金の優遇措置



◀中小機構
(策定支援)



◀中小企業庁
(制度概要)

ID 11311

こども誰でも通園事業を開始します

就労要件などを問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で利用できる「こども誰でも通園事業」を開始します。

この事業は、保育の希望に柔軟に対応する「こども誰でも通園制度」の創設を見据え、国が試行的事業として実施するものを、本市において行うものです。

詳しくは、☎こども支援課(☎22415)へ。

対象児童 次の①～③の全てに該当する児童

- ①渋川市に住民登録している
- ②幼稚園、保育所、認定こども園、特定地域型保育施設および企業主導型保育施設に在籍していない
- ③0歳6カ月～満3歳未満

利用可能時間 午前9時～正午

※1時間単位での利用になります

※児童1人当たり月10時間まで

利用可能日 月・水・金曜日(祝日、年末年始、県民の日などを除く)

実施施設 渋川幼稚園

定員 1日6人まで

※満1歳未満の児童は3人まで

利用料 無料

相談開始日 5月1日

利用開始日 7月1日(月)

<利用までの流れ>

- ①渋川幼稚園へ利用相談
- ②利用申込書の提出
- ③市から利用承諾通知書の送付
- ④渋川幼稚園へ利用日の予約(来園または電話)



ID 1569

住宅の耐震化支援として無料耐震診断と 耐震改修費補助(最大100万円)を行います

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事および耐震シェルター等設置工事に補助を行います。

詳しくは、■建築住宅課(☎22072)へ。

<無料耐震診断>

要件 次の①～⑤の全てに該当する住宅

- ①市内に建つ昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅
- ②床面積の半分以上が居住用であるもの
- ③地上2階建て以下のもの
- ④在来軸組構法によって建てられたもの
- ⑤市内に居住している、または居住しようとする個人が所有するもの

診断費用 診断費用は無料ですが、耐震診断者の交通費(1,000円)は申請者の負担となります

<耐震改修補助>

「耐震改修工事」と「耐震シェルター等の設置」の2種類があります。詳細は、別表1を確認してください。

申込方法 いずれもその他の条件があります。事前に建築住宅課に問い合わせの上、申請書(建築住宅課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、建築住宅課へ提出してください

申込期間 随時

※申し込みの時期によっては実施が次年度になる場合があります



(別表1) 耐震改修補助における要件・補助額

工事の種類	建物の要件	要件	補助額
耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造	所定の要件を満たす建築士が耐震診断、耐震補強設計、工事監理するもの	改修費用の2分の1以内(限度額100万円)
耐震シェルター等の設置	評点が1.0未満の平屋建てまたは2階建て木造住宅	次のいずれかに該当するもの ▷65歳以上のみの世帯 ▷障害のある人を含む世帯	設置費用の2分の1以内(限度額30万円)

ID 11283



「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」で 良好な親子関係を築きましょう

親が子どもを褒める、認める、また、子どもの気持ちに共感することで、子どもの自己肯定感が高まり、親は子育て中の不安やイライラした気持ちが切り替わり、子どもと過ごす豊かな時間につながります。

良好な親子の関係を築くための「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング(ほめトレ)」の取り組みを、次号から「情報BOX」のコーナーで紹介します。ぜひ、確認してください。

詳しくは、**こども政策課**(☎21880)へ。



Vol. 1

食事の後、子どもが食器の後片付けをしようとして、床に落として割ってしまった

子ども「あっ、割れちゃった。」
親「けがはない、大丈夫？お手伝いしてくれようとしたんだよね。ありがとう。」

<声かけのポイント>

親は、結果だけを見て子どもを評価したり、叱ってしまいがちです。しかし、動機(子どもが自分からやろうとした気持ち)や、努力を褒めることは、子どもの自己肯定感や自主性を育てる上でとても大切になります。

ID 11345



ふるさと渋川学生奨励金の給付希望者を募集します

市に貢献しようとする志のある人材を支援する「ふるさと渋川学生奨励金」の給付希望者を募集します(この制度は、渋川ライオンズクラブからの寄付により、奨励金を給付し、夢の実現を支援するものです)。

詳しくは、**教育総務課**(☎22076)へ。

対象 次のいずれかに該当する人

①市内に住所があり、申請時に高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等課程または専門課程に限る)またはこれに準ずる学校に在学している

②過去に市内に1年以上住所を有していたことがあり、申請時に①に示す学校に在学している

③市内にある県立の高等学校またはこれに準ずる学校に在学している

④市内にある県立の高等学校またはこれに準ずる学校を卒業し、申請時に大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等課程または専門課程に限る)またはこれに準ずる学校に在学している

給付額 10万円(1人1回限り)

対象者数 若干人



申込方法 応募用紙、提案書(将来渋川市のためにどのように貢献したいか1,200字以内で記載)を郵送(〒377-8501・石原80)または直接教育総務課へ

申込期限 9月2日(月)必着

選考方法 ▷一次選考=提案書による選考 ▷二次選考=公開プレゼンテーションと選考委員との質疑応答

その他 事業のパンフレットや応募用紙は、本庁舎、第二庁舎または市ホームページにあります



◀昨年度の給付対象者のプレゼンテーションの様子を公開しています